

○青山学院大学AGUフューチャーイーグルプロジェクトに係る研究奨励費等に関する規則

(2021年11月18日理事会承認)

(目的)

第1条 この規則は、青山学院大学(以下「本学」という。)が国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の次世代研究者挑戦的研究プログラムの助成金を原資としてAGUフューチャーイーグルプロジェクトに係る研究奨励費等(以下「奨励費等」という。)の制度(以下「本制度」という。)を設け、本制度によって青山学院大学大学院(以下「本大学院」という。)の学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的、融合的な研究の実施を支援する奨励費等の給付を行うことにより、多様なキャリアパスで活躍する優秀な人材を育成することを目的とする。

(奨励費等)

第2条 奨励費等の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 生活費相当額
- (2) 研究費

(資格)

第3条 奨励費等の給付を受ける学生(以下「奨励学生」という。)は、次のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 本大学院の博士後期課程に在学する者
  - (2) 本大学院の一貫制博士課程に在学する者で、3年次生以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する学生は、奨励学生となる資格を有しない。

- (1) 文部科学省が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択学生
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- (3) 安定的な収入を得ていると認められる学生
- (4) 国費留学生(本国から奨学金等の支援を受ける留学生を含む。)
- (5) 在学年数が、青山学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第10条に規定する修業年限を超える者
- (6) 休学中である者

(給付期間)

第4条 奨励費等の給付期間は、本大学院の博士後期課程又は一貫制博士課程に在学している期間とする。ただし、当該給付期間は、3年を限度とする。

(給付額、給付方法等)

第5条 奨励費等の給付額は、次の内訳に応じて、当該各号に規定する金額とする。

- (1) 生活費相当額として給付するもの 月額18万円
  - (2) 研究費として給付するもの 年額25万円
- 2 生活費相当額は、奨励学生が指定する本人名義の普通預金口座に毎月振り込むものとする。ただし、AGUフューチャーイーグルプロジェクトに置く事業統括(以下「事業統括」という。)が必要と認める場合は、他の方法により給付することができる。

3 研究費の取扱いについては、青山学院大学教員研究費規則を準用する。

(申請手続)

第6条 奨励学生となることを希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の期間に、次の書類を事業統括に提出しなければならない。

- (1) 所定の申請書
- (2) 所定の研究計画書
- (3) その他申請に必要とする書類

(選考及び採用の決定)

第7条 事業統括は、所定の選考基準に基づき、書類選考及び面接試験を実施した後、奨励学生の採用を決定する。

2 事業統括は、前項に規定する採用の決定の結果を、学長に報告する。

3 事業統括は、第1項の規定により採用を決定したときは、申請者にその結果を文書により通知する。

(奨励学生の責務及び遵守事項)

第8条 奨励学生は、学生の本分を守り、学業及び研究に励み、健全な学生生活を送るように努めなければならない。

2 奨励学生は、次に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、研究活動を行うこと。
- (2) 研究倫理教育に係る所定の研修を受講し、所定の期日までに修了すること。
- (3) 毎年度、所定の期日までに研究成果報告書又は研究進捗報告書を提出すること。
- (4) 本大学院が実施する本制度に係るオリエンテーション、セミナー、ワークショップ等に参加すること。
- (5) 機構が本制度の実施状況に関して奨励学生に対して行うフォローアップを受け入れること。

3 奨励学生は、前項第2号の研修を修了した場合は、それを証する書類を速やかに事業統括に提出しなければならない。

(奨励学生の研究活動)

第9条 奨励学生の研究活動については、青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則及び青山学院大学研究活動における不正行為への対応に関する細則を準用する。

(採用又は継続給付の辞退)

第10条 奨励学生は、採用又は継続給付の辞退を希望する場合は、所定の辞退届を提出することにより、採用又は継続給付を辞退することができる。

(奨励学生の取消し)

第11条 事業統括は、奨励学生が次のいずれかに該当すると認められる場合には、奨励学生の採用又は継続給付の取消し(以下「取消し」という。)を決定することができる。

- (1) 退学をしたとき。
- (2) 大学院学則第58条の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (3) 除籍となったとき。

(4) 疾病などのために、長期にわたって欠席し、成業の見込みがなくなったとき。

(5) この規則による奨励費等の申請について虚偽の事実が判明したとき。

(6) 第3条に規定する資格を失ったとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、奨励学生として適当ではないと認められたとき。

2 事業統括は、前項に規定する取消しの決定の結果を、学長に報告する。

3 事業統括は、第1項の規定により取消しを決定したときは、当該奨励学生及びその保証人に、その旨を文書により通知する。

(返還の請求等)

第12条 学長は、奨励費等の給付後に第10条に規定する採用又は継続給付の辞退の届出があったとき又は第11条第1項の規定により取消しを決定したときは、奨励学生に対し当該奨励費等の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定により奨励費等の返還を請求された者は、これを返還しなければならない。

(重複給付又は重複貸与)

第13条 奨励学生は、他の奨励金、奨学金、研究費等の給付又は貸与を重複して受けることができる。

(身分等の変更届出)

第14条 奨励学生は、給付期間において次のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を所定の届出書により学長に届け出なければならない。

(1) 休学、退学又は留学をするとき。

(2) 本学が指定する協定校又は認定校に留学をするとき。

(3) 本人又は保証人の氏名、住所等に変更が生じたとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、奨励学生の重要事項に変更が生じたとき。

(定めのない事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、本制度の運用に関して必要な事項は、研究科長会の意見を聴いた後、学長が決定する。

(所管)

第16条 この規則は、研究推進部が所管する。

(改廃手続)

第17条 この規則の改廃は、研究科長会及び教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

## 附 則

この規則は、2021年11月19日から施行する。